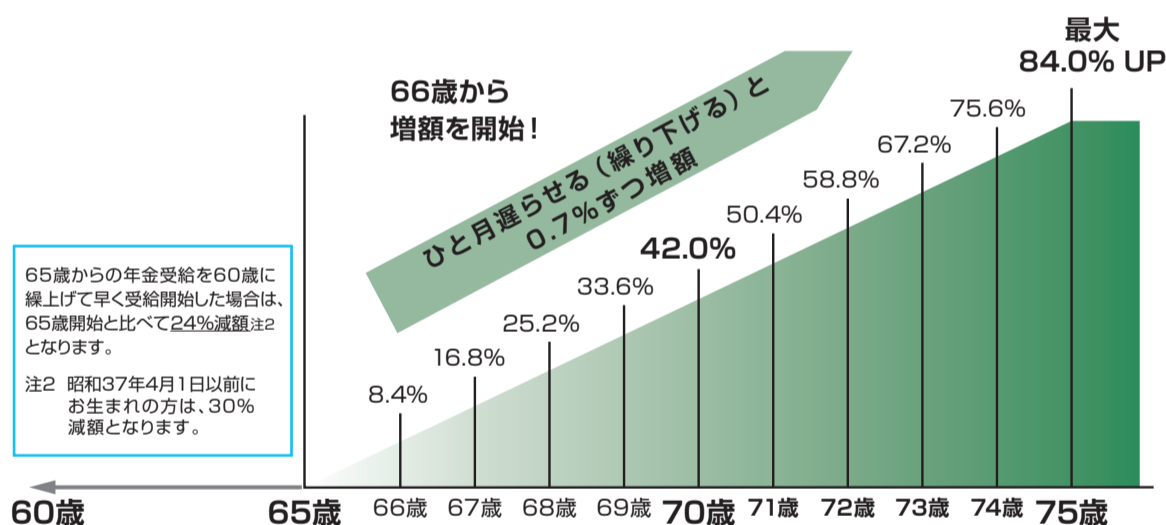


# 受給開始を繰り下げると 年金は増額できます。 75歳で最大84%UP

年金の受給開始時期は60歳から75歳<sup>注1</sup>まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。

※65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。

注1 昭和27（1952）年4月1日以前にお生まれの方は、70歳までとなります。



65歳までの特別支給の年金は、繰下げできません。

受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

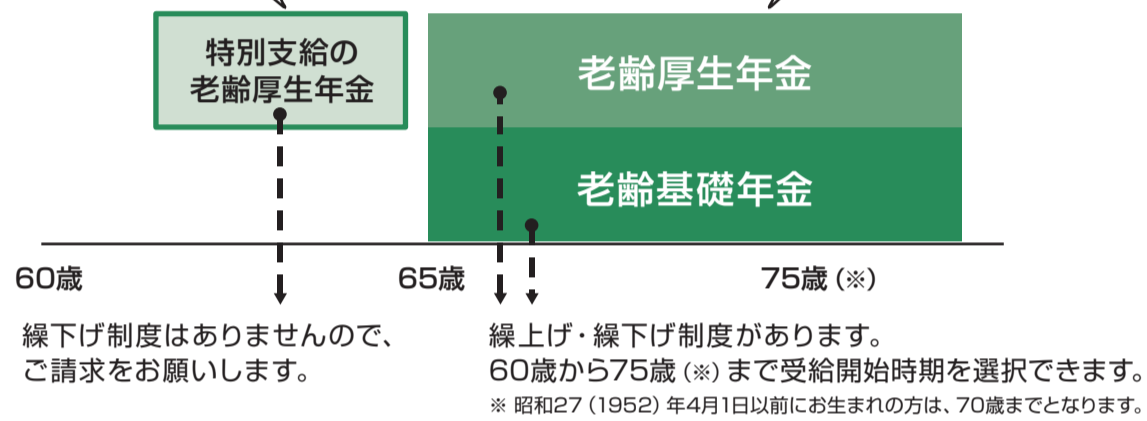
基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます  
「年金のしくみ」については裏面をご覧ください

ご自身の生活設計に合わせて選択できます。  
65歳を過ぎても別に収入がある方は受給開始を遅らせるという選択も可能です。

## 年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。  
(昭和36年4月1日生まれまでの特例)

保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある方が受けとれます。



## ご注意ください

- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。  
※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者や18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子等の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるものです。
  - 老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。  
※「振替加算」は、上記の加給年金の対象となる配偶者が65歳になった後、その配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算です。昭和41年4月1日以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付です。
  - 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。
- このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。